

徳島県告示第二百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和七年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 一般国道

路 線 名		区 間		新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
四 九 二 号	同	美馬市木屋平字川井六六九番地 先から		旧	三・五〇・一三・六	六四二・二
	同	六六番三地			一〇・六〇・四五・七	七四〇・〇
	先まで				一〇・六〇・四五・七	七四〇・〇